

第三十八回国会 参議院 通信委員会 會議録 第十二号

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)
午後二時十五分開会

委員の異動

本日委員鈴木強君辞任につき、その補欠として坂本昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
- 理事 新谷寅三郎君
手島 栄君
野上 元君
- 委員 植竹 春彦君
黒川 武雄君
柴田 栄君
最上 英子君
谷村 貞治君
永岡 光治君
光村 甚助君
森中 守義君
山田 節男君
奥 むめお君

郵政省 西崎 太郎君
電波監理局長
事務局側
常任委員会 勝矢 和三君
専門員

参考人

- 日本放送協会 阿部真之助君
- 会 長 阿部真之助君
- 副 会 長 溝上 銜君
- 専務理事 田辺 義敏君
- 日本放送協会 小野 吉郎君
- 専務理事 赤城 正武君
- 日本放送協会 理事総務局長 春日 由三君
- 理事総務局長 由三君
- 日本放送協会 理事編成局長 島浦 精二君

本日の會議に付した案件

- 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 参考人の出席要求に関する件
- 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

委員変更についてお知らせいたしました。本日、委員鈴木強君が辞任せられ、その補欠に坂本昭君が選任せられました。

○委員長(鈴木恭一君) 簡易生命保険

法の一部を改正する法律案(内閣提出、本審査)を議題といたします。

別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認めて、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

全員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

野上委員より発言を求められております。

○野上元君 ただいま決定になりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対して、数日來行なわれまして、質疑応答の中にも明らかにされておりますように、簡易生命保険は、民営とは違っていて、官營の特色を十分に表わす必要があると考えまして、各派共同で次のような附帯決議をすることになりました。私が代表いたしましたので、ただいまその案を朗読いたします。

すので、万場の御賛成をいただきたいと存じます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は簡易保険事業の特質に鑑み、加入者に対する福祉施設を整備拡充するとともに、速かにこれがために必要な措置を講ずべきである。右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木恭一君) ただいま提出せられました野上委員の各派共同提案にかかる附帯決議案を議題といたします。

右附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木恭一君) 全員挙手と認めます。よって、野上委員提出の各派共同提案にかかる附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議に対して郵政大臣より発言を求められております。これを許します。

○國務大臣(小金義昭君) ただいま簡易生命保険法の一部を改正する法律案の御可決に際しましてつけられました附帯決議の点は、きわめて時宜に適切な御注意と承知いたしましたので、でき得る限り、御趣旨に沿いますよう努力をして参りたいと存じます。

○委員長(鈴木恭一君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始めて

下さい。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(鈴木恭一君) 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方はどうぞ順次御発言願います。

○野上元君 これは郵政大臣でもNHK当局でもないのですが、非常に予算を出すのがおそれておられるわけですが、その間新聞紙上等によりますと、与党がその予算編成について相当介入したやに新聞に報道されておるのですが、そういう事実があったのか、また、事実介入したとするならば、どういふ点に介入したのか、その点を一つ明らかにして下さい。

○國務大臣(小金義昭君) この承認を求めるときの提出が少しくれましたいきさつを申し上げます。これは年度計画とそれから五カ年計画との関係がありまして、その間に処してラジオとテレビジョンの収入のバランスがだいぶ変わってきた。聴衆の御意向等も反映させて、できるだけい予算を作っております。どうか、こういうふうな意味で、私

が実はNHKに再考を求めた関係もありまして、提出がややおくれました。しかし党が云々ということ、私への党からの要望でありまして、党が直接この予算を云々するということは、これは国会が御承認なさるか、国会が承認されないかの問題でありまして、私は党の意向というものは一応聞きまされたけれども、それは別段大した差しきわりにはなっておりません。

○野上元君 この新聞紙上の情報なんです、自由民主党の方では特に池田総裁がNHKの阿部会長に会われて、ラジオ料金の全廃を提案されたような記事が出ておりましたが、そういう事実があったのか、それについてNHKの方としてはどういうふうな考えておられるのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○参事人(阿部眞之助君) ただいまの御質問と同じような御質問が衆議院の場合にもございましたが、そういう事実はないのであります。ただ当時各方面に料金を全廃しろというふうないろいろな意見が新聞にも出ておりました、こういう場合には一応総理大臣にNHKの立場をよく説明して、総理大臣の了解を求めておいた方がいいだろうという私の判断で、私から総理大臣に面会を求めて、そうしてNHKの立場を総理大臣に説明しただけで、総理大臣から私に対してとやこうというふうなことはなかった、それが真相であります。

○野上元君 そうすると、池田総理からラジオ料金の全廃については何ら示唆はなかったというわけですか。

○参事人(阿部眞之助君) その通りでございます。

○永岡光治君 関連。それで今の事項について関連してお尋ねいたしますが、これはNHKの会長さんはもちろんであります、所管の大臣としての郵政大臣の所見もただしておきたいと思っております、ただいま野上委員の質問に対しては、池田総理からそういう示唆はなかったということでありまして、先般参議院の議院運営委員会における大平官房長官の発言が実はあったわけですが、これは撤廃をするということに努力する、端的に出ておられますか、これについて郵政大臣はどう考えておられるのか、もし大平官房長官の言っていることが間違ひであるならば、一体これはどういうことになるのか、その後の措置、模様についても明確に一つお知らせ願いたい。必要によつては池田総理の出席を求めなければならぬ問題にもなるかもしれないと思っておりますが、その点一つ。

○国務大臣(小金井義昭君) 池田総理と阿部会長との御会見は、私、実はあずかり知りません。これは阿部会長がお会いになるのもけつこうであります、あとから御報告もございまして、総理大臣に会ったということで御報告がございました。これはけつこうだと思っております。それから大平官房長官がラジオ料金を全廃するように努力するというようなことを、参議院の議院運営委員会でのような発言があったというので、実はびっくりいたしましたことが、翌朝、閣議の前に私会いたしましたこ

ろが、あれはどうも自分の勘違いもあつたのだということ、私と何ら打ち合わせなくあいつのことを言ったのはどうも遺憾であつたという、私に意思の表明がございました。すぐその日だったと思つて、衆議院の通信委員会に出席を求められまして、大平官房長官としてはあっさり、あれはいささか言葉は軽卒のそしりを免れませんでしたということを取り消されてあります。そういういきさつでありまして、私はラジオの料金あるいはテレビジョンの料金等について責任者はもちろんのこと、部外者が単なる批評ならば別であります、いやしくも関係があり責任がある者が、高いの安いの、全廃するのということを心なしに言わべき性質のものではない。これは大平の御質問でありますから、この三十六年度の諸般の今議題となつております計画が国会の御承認を得ました際においては、すみやかにNHKが中心になりまして料金問題を取り上げて、各般の御意見なり、また、いろいろな資料を集めて真剣に検討して、その方向なり、また金額なりを決すべきものだと、こう考えておりました、その点は今の日本放送協会と私どもの意見は一致いたしておりますから、悪い言葉でございまして、雑音は一つここでお流しただければけつこうだと思っております。

○参事人(阿部眞之助君) 料金問題については、これはNHKが自主的にきめて、そうして国会の御承認を求めることになっております。従いまして、大平官房長官の発言はどういう意味かわかりませんが、大へんNHKとして、これは実はびっくりして迷惑したわけなん

であります、しかし過日の衆議院の委員会の席上で官房長官が率直に取れで済んだものと私は了解しておるわけでありまして。

○永岡光治君 阿部会長には再度御答弁いただきたいと思つて、そこでお考えであるかという問題を、将来の方針としてお答えいただきたい、これが一つ。

それからもう一つは、郵政大臣ですが、大臣、これは雑音じゃないですよ。参議院の公けの議院運営委員会における大平官房長官のこれは答弁なんです。ですから雑音をお流し下さいというところは、これは大へんなことなんだ。聞くところによると、議院運営委員会の席上においでまだお取り消しになつていないようですから、だから私たちは気になつておるわけですから、雑音というふうにとられては大へんですから、この二つについて、重ねて御答弁いただきたい。

○国務大臣(小金井義昭君) 私が雑音と申しましたのは、大平君の発言をさしたのじゃございせん。雑音でなく、NHKの料金、聴取料のうち、ラジオはもう安くするとか、まけるとか、あるいは抱き合わせにするのだというふうな新聞の記事や、その他のいろいろな声が入つてきましたもので、大平官房長官なり政府のしかるべき人が委員において申し上げたことを雑音と言つたのじゃないので、これに関連した、料金等に関連した諸般のうわさとか報道の一部を私称したのでありまして、大平官房長官は、今阿部会長も申し上げ

げた通りに、通信委員会においては、それを軽率のそしりがあつたということできれいに取り消しておりますから、当委員会は別の委員会でありまして、また、議院運営委員会も別でありますけれども、大平官房長官の意思は、これによって少なくとも判明して、私は私私解釈しているものであります。雑音というのはそういうことじゃなくて、料金に関連した諸般のうわさという意味であります。

○参事人(阿部眞之助君) このNHKは料金によつて経営の主体が成り立っているものでありまして、料金の問題というのは、いわばNHKの生命にかかわる問題なんでありまして、この問題を全廃するとか、あるいは軽減するとかいうようなことは、なかなか軽々にきめられる問題じゃないので、それでは今年度ですでに提出した予算の上り、従来通りの料金でやっています、しかしながら、もう今や各般の事情から料金問題については再検討する時期に達したと思つております。来年度の予算提出までにはもつと根本的に基本的なこの料金体系というものは考えなければならぬだろうと、かように考えております。

○森中守義君 これはですね、一応このまま済ましてもいいようなものであると思つております。しかし、一番最初野上君が質問しました総理と会長がお会いになつたということですね、これは来年あるいは再来年というように、今後の問題として、ことにNHKの料金問題予算編成の問題がデッド・ロックに乗り上げてくれば、必ず総理なりあるいは政界の介入がなければ片づ

た通り、通信委員会においては、それを軽率のそしりがあつたということできれいに取り消しておりますから、当委員会は別の委員会でありまして、また、議院運営委員会も別でありますけれども、大平官房長官の意思は、これによって少なくとも判明して、私は私私解釈しているものであります。雑音というのはそういうことじゃなくて、料金に関連した諸般のうわさという意味であります。

○参事人(阿部眞之助君) このNHKは料金によつて経営の主体が成り立っているものでありまして、料金の問題というのは、いわばNHKの生命にかかわる問題なんでありまして、この問題を全廃するとか、あるいは軽減するとかいうようなことは、なかなか軽々にきめられる問題じゃないので、それでは今年度ですでに提出した予算の上り、従来通りの料金でやっています、しかしながら、もう今や各般の事情から料金問題については再検討する時期に達したと思つております。来年度の予算提出までにはもつと根本的に基本的なこの料金体系というものは考えなければならぬだろうと、かように考えております。

○森中守義君 これはですね、一応このまま済ましてもいいようなものであると思つております。しかし、一番最初野上君が質問しました総理と会長がお会いになつたということですね、これは来年あるいは再来年というように、今後の問題として、ことにNHKの料金問題予算編成の問題がデッド・ロックに乗り上げてくれば、必ず総理なりあるいは政界の介入がなければ片づ

た通り、通信委員会においては、それを軽率のそしりがあつたということできれいに取り消しておりますから、当委員会は別の委員会でありまして、また、議院運営委員会も別でありますけれども、大平官房長官の意思は、これによって少なくとも判明して、私は私私解釈しているものであります。雑音というのはそういうことじゃなくて、料金に関連した諸般のうわさという意味であります。

かぬ、言うならば筋違いのところは話を持っていく、それでそういう方向に介入して行く道を開く悪い先例を私は残したと思うのです。ただその当時、そうまでもしなければ、協会予算の編成で困難である、その経過とその事実については私はうかがい知ることができぬ。だから、やむを得なかったことであろうという気はしますけれども、これは私はやはり悪い意味で先例を残した。多少の意見にもなりますけれども、そういうように思うのです。でありますから、うかがい知ってはおりませんが、やはり形は形、権限は権限なんです。郵政大臣が意見書をつけて閣会に承認を求めるといふ筋合いからいけば、その段階に入る一つの過程の作業としてそういう相談をしたこということでありましようけれども、それにしても私はいぶん筋が違うと思うのです。もっと悪い表現をするならば、郵政大臣が相手にならぬ、相談するに足りないから総理のところへ持っていった、こういうように悪い解釈もできないことはないと思うのです。でありますから、今回のこの自発的に協会のことを思い、受信者のために思い、会長がおとりになった措置を一概に悪いということは言いたくはありませぬけれども、将来のことを考えると、この際はそうしなければならなかったという経過、さらにそういう段階における郵政大臣がどれほど協会のために力を与えてくれたか、また、

こういうことが今日のNHKの現状を見た場合、はたしていいことか悪いことか、将来こういうことが二度も三度も繰り返されていかどうか、その辺の所信を私は承っておきたいと思っております。ことに、大官房長官の話のそういう過去のいきさつがあるもんだから、協会は内閣全体が扱ひ得るもんだから、そういう先入感といえますか、あるいは潜在意識といふか、あったのではなからうかといふ推論も私はできると思つておきます。私どもだいたい長くこの委員会にお世話になっておりますが、かような異例な措置がとられたことはかつてありません。だから、この予算の具体的な審議に入る前に、もう少し将来に悪例を残さないという意味において、経過を詳細にお聞かせおいていただきたと思う。会長から一つ先に聞かせて下さい。

○参考人(阿部眞之助君) 私は総理大臣に別にああしてくれ、こうしてくれというふうなことをお願いしたことはないのではありませんが、ただ協会の実情をこまやかに報告しただけで、総理大臣はそれを聞いたというふうなだけのことで、何もこうしてくれ、ああしてくれ、また総理大臣がああしろ、こうしろというお話は一つもなかったわけなんです、というのには、私総理大臣と個人的にお知り合ひだったもんだから、つい心やすだてにお話になつただけのことなんです、そういうあしなげな事情ではなかったというのを御了解願つておきたいと思つておきます。

○國務大臣(小倉義昭君) この日本放送協会と郵政省との関係は、開議で決まっていますので、私の意見をつけて出

すものであります。決して、これは内閣総理大臣の承認を得て閣会に提出するのであります。今仰せのように、この事業計画とか、あるいはまた資金計画について、阿部会長が特に総理大臣に持ち込んだとか、あるいは総理大臣から注文があつて云々されたという点については、私は郵政省を重視したとか、あるいはまた政党的の介入と申しますか、内閣のいろいろな人の介入といふような前例にはならぬと思つておきます。少なくとも今仰せのような疑惑を持たれるような行動につきましては、これからお互いに敢て戒めたいと思つておきます。

○野上元君 私どもが心配して申し上げているのは、料金ばかりでなくて、NHKの経営全体、あるいはまた運用の面にまで政党がタッチしてくるといふようなことになると、これは重大な問題である。実はそういうことが考えられて非常に心配をしておるわけですから、毛ほどもそういう心配のないようにNHKとしてはやつてもらいたい。また監督官庁である郵政大臣は特にそういう点は気をつけてもらつて、NHKの厳正中立性ということを確認として守つてもらいたい、これが私たちの念願でありますから、その点はどうかそういうふうにご御了解願ひたい。

次に、別の質問をいたしますが、質問がこちらへ飛び、こちらに飛びますが、その点は一つ御了解をいただきますが、最近映画協会といいますが、映画協会の方から、テレビがあまり映画を放送し過ぎる。従つて、映画界に重大なる影響を与えておるので、このテレビから映画の放送を

取りやめてもらいたい、こういう陳情がわれわれのところまで来ておりますし、衆議院の段階においてもそういう点が論ぜられておるようですが、その点についてNHKとしてはどういふ点にお考えになっておられますか。

○参考人(島浦精二君) お答え申し上げます。御指摘のように、私の方でも二つの映画関係の団体から申し入れ書が参つております。一つは映画館の興行者の団体でございます。それからもう一つは、映画産業団体連合会と申します。正確には存じませんが、映画連と通稱しております。映画の製作、あるいはおそろく映画の器械の販売業者、その他映画産業に関するいろいろな団体が加入しておりますが、そこからと、二つの申し入れ書が参つております。いづれも今先生おっしゃつた通り、テレビで映画の放送を全くやめてくれといふのもございませぬが、少なくとも、今よりふやすなといふことが一つの結論としての申し入れのようでございます。これは承知だと思つておりますが、私の方に対しては、従来日本の劇映画の放送はできません関係で、外国の劇映画のあるものを買ひ入れて、それを放送しております。それに対する一つのお申し入れでございます。それから、同じテレビ放送であります。民放の二、三の会社に対しては、一週間一つの映画をずつと連続して放送するといふような、そういう新しいケースが起りましたことに對する、それをやめてもらえないかといふ申し入れ、それからテレビ映画でございますが、テレビのために作つた映画でございますが、それを一般に公開いたしました、ホールのようなところで、聴

視者を招待して、むろん無料でございますが、それで見せるというふうなことがございました。それに対するお申し入れがあつたようでございます。従つて各テレビ会社に対する申し入れは、申身は必ずしも全部同一ではなかつたように受け取つております。全体としての考え方としては、私も、テレビ以後映画界が何がかの影響をこうむつておられることは、これはアメリカその他諸外国におけるテレビ発生時代の事実から見ましても、これは十分に認められるところでございまして、私どもの判断によりますと、それは必ずしもテレビジョンで映画を送ることそのことが問題というよりは、テレビジョンの発生そのものが問題だといふふうにご考へておられます。私も、私どもの立場から申しますと、週に一本ぐらいの劇映画を放送すること、それが映画界が神経質になつておられるように、まづ映画にとつて非常に致命的な打撃を与えるものだといふふうには、私どもの方の立場からは考へておられません。ただ、このお申し入れにつきましては、私もとしましては、い

ろんな放送の上で映画界とテレビ界と対立して、まづこうからけんか腰で話をするといふようなことでなくて、機会を得れば話し合ひの上で解決の道を見出したい、そういうふうにご考へておられます。

○野上元君 そうすると、今日NHKが放送してある番組の中の映画の占める率といふのはどれぐらいですか。

○参考人(島浦精二君) 一般的に映画と申しますと、今、劇映画と申しますものと、それからテレビ映画というも

第三十一部 通信委員会会議録第十二号 昭和三十六年三月二十三日【参議院】

三

のと二つに分けて私ども考えております。劇映画と申しますのは、映画館で上映するためにこしらえられた映画でございます。時間にかまみして、当然一時間半とか二時間とか、相当の長時間を要するものでございませぬ。それからテレビ映画と申しますのは、テレビジョンで放送するために映画会社なりその他が作成した映画でございまして、従来大体まあ三十分単位くらいで作られておりましたが、最近少し長くなりまして、一時間単位というようなものもございませぬ。それが毎週一回テレビジョンで放送する連続物でございませぬ。それを合せていまして、私どもの方のペースでいいますと、今年度の実績から申しますと、両方合せていまして、たぶん六割前後だと思ひます。今問題になっております劇映画につきましては、定期的には週に一本、数字的には週に一本弱という数字が出ております。

○野上元君 それでは、NHKとしては、今の段階では、いわゆる映画界に重大な影響を与えておられない、こういうことでやっておられるというふうな理解してよろしいですね。

○参考人(島浦精二君) 先ほど申し上げました通り、今の程度、私どもで放送している映画の程度では、映画を放送することによって映画界に大きな影響を与えるということよりも、むしろテレビジョンそのものの普及促進の方が映画界にとっては問題であらうというふうな考えでおります。

○永岡光治君 関連。ただいまの質問に関連してお尋ねいたしますが、しかばは将来NHKはさらにふやす方向に進むのか、それとも大体現状維持でい

くのか。私は個人的な見解ですけれども、これは家庭で見られればその方がいいと思つておるのです。不衛生なところで、混雑して、高い電賃を払つて行くよりも、安くて見られればその方がいいと思つた。しかも、行つていすもないようなところよりもいいと思つた。それは必ずしも私は映画館の団体が行つたことは、国民の鑑賞する立場の人からいうと当たつていないと思つた。そういふ意味から私がお尋ねするわけですが、民放はいざ知らずNHKとして、あなた方は将来ふやすお考えなのか、それとも、大体現状維持でいこうと、そういうお考えなのか。

○参考人(島浦精二君) 私どもも、実はテレビジョンの番組の中で、特にテレビジョンのために作られたテレビ映画は別でございませぬが、劇映画というものがテレビジョンの番組の中で相当大きな比率を占めるといふことは、実はテレビジョンの番組関係の者として、あまり名譽なことではないといふふうな考へております。今のお尋ねの将来の問題でございませぬが、私どもとしては、これがだんだんふえていくというふうなことは、むしろわれわれとしてはそういうふうにしてはならないことであつて、大体まあ現状維持くらいで、まあいいという数字は出て参りませぬけれども、根拠はありませぬけれども、大体このぐらゐのところだろつというふうな考へております。

○森中守義君 ちょっと関連。大体わかりましたけれどもね。ただ、その二つの団体が言われているのは、テレビの出現、しかもそのテレビ映画によつ

て映画産業は完全に危機に瀕しておる、こういうことを申入書の中にも書いてあります。また私どももそういう説明を聞いております。そこで、この委員会でも、そういうことがいい悪いという議論はななくして、実在する団体が、みずからの産業を防衛しなければならぬということと言われている以上、黙殺できないと思つた。そこで、どうなんですか、そういう団体と、協会あるいは民間放送も入り込んで、一つの会合といひますか、どういふように話を片づけていくのか、そういうことを今までおやりになつたことがあるのかどうか、また、これから先その必要はないのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思つたのでございませぬ。

○参考人(島浦精二君) 先生のおっしゃる通り、私どももまづこうから対立いたしました。映画界からの申し入れに対して全面的にこれを拒否するとか、あるいは先ほどの御質問のようか、将来ますますふやしていってというふうなことは決して考へておりませぬ。でき得るならば、円満な話し合いの上で、これはもうテレビの出現が映画界にかなりの影響を与えますこと、これはまあ各国の歴史から見ましても、ある程度そういう事実が歴史的に起こつておりますので、これはまあ一つの前提としてやむを得ないものと私どもは考へておりますけれども、そういうことを前提とした上で、映画界への影響もなるべく少なくするような方法を考へまして、話し合いをしていきたいという希望は十分に持つております。

民放の場合は、多少NHKと事情が

違ひまして、映画産業と直接資本関係があつたりいたします。と申しますのは、最初申し入れがありましたときに、一緒に話し合つて解決しようといふことを、民放の全部でございませぬが、二、三の社と私と、個人的に話し合ひしたことがございませぬが、そのうちに、日がたつとともに、民放の方はそれぞれの会社のそれぞれの解決の仕方の方に向かつていふように最近聞いております。詳しくは存じませぬが、そういうことで一緒に話し合ひかどうかはちよつと別といたしまして、NHKとしては、できればそういう機会を持つて話し合ひをしたいといふふうな考へております。

○野上元君 この予算の中にはNHK職員給与の是正に要する費用が含まれておりますか。

○参考人(春日由三君) 含まれております。

○野上元君 幾ら含まれておりますか。

○参考人(春日由三君) 具体的に申しますと、三十五年の中途からふえまして、三十六年度、年度初頭から通算いたしますと、それから三十六年度の事業拡充に伴ひまして採用いたします人間の一年分、総員が一万余人余りになるわけでございませぬが、お手元の予算書の二十一ページにそのことを書いてございませぬ、この総員一万余三千三百五十五人に対して、この予算書では四・一の定期昇級のほかに基準賃金の二・二のベース・アップといふものを考へておりました、その総額が八十七億二千七百三十一万九千円になる、こういう予算でございませぬか。

○参考人(春日由三君) 必ずしもそういう解釈にはならないと思ひます。は、私どもの方は、従来とも私どもは、この国会へ提出いたします予算を編成する以前に、組合といわゆる交渉妥結という形をとるのが本筋だといふことで、従来ともそれを実行しているわけでございませぬが、組合要求の内容容には、給与の形のほかに主として配分の問題が入つて参るわけでございませぬ。配分の問題となりませぬと、賞与、

ら、三十五年度と比較いたしますと十九億程度の増という予算を組んでおります。

○野上元君 NHKの職員組合から要求されておる額は幾らですか。

○参考人(春日由三君) 職員組合から当初要求されておりました額は一律に三千円、いわゆるけたばきでございませぬ。それを三千円上げたばきしたあと、一〇%のベース・アップという要求でございませぬから、基準賃金に直しますと、一人当たり七千円余りの増といふ要求が出ております。

○野上元君 そうすると、三十六年度、給与の問題に關しては、まだ団体交渉中であると、こういうことですか。

○参考人(春日由三君) さようでございませぬ。

○野上元君 そうすると団体交渉中のものを、一方的にあなたの方が一・二%のものを予算に組んで、国会の承認を求めるといふことは団体交渉権を、相手の団体交渉権を否認し、みずからの団体交渉権は放棄したということになりませぬか。

当を含めまして、実行上の問題点が相当それに入っているわけなんです。そういう事情がございますので、当然給与そのものにつきましては、組合といわゆるこれは交渉して妥結する事項でございます。従来そういふふうな形を繰り返しておりますが、本年度におきましては、実は私どももいたしましては、これは組合のいわゆる承諾を求めなくてもやり得る事項として、職員制度の新しい考え方を施行いたしたいということを考えております。

このおもな内容は、要するに年功給とそれから能力給との両建てでございますが、能力給というものははっきりと認めて、非常に適正のある、才能のある人は飛躍的に昇っていきけるような道を開こう、従来頭打ち制度をなくしよう。いろいろのことを考えまして、その職員の一—新職員制度と私ども申しておりますが、それを実は昨年うちに早目に組合に諮問しているわけです。その新給与制度と、それから現実の、先ほど申しましたいわゆる待遇改善の要求とが二つからみ合っている面がございます。従いまして、配分の問題、分け方の問題、あるいは実質の取りの問題というふうなことになるかと、毎年、たとえ年間非常に増取があった場合には、予算総則の七条二項の適用というものができますが、ここでは、われわれの仕事がふえるにつれてふえる定員の数及びそれに対する新職員制度を織り込んだ客観性のある給与というものは、この程度であろうというのを考えて予算を組んでいるわけでございます。実際上妥結以前でございまして、配分の問題、その他を

含めまして、妥結の場合にはまた妥結の方法というものがあられるわけでございます。一応私どももいたしましては、経営者の立場でこういうふうな待遇改善をするのだということを組合員に諮問し、相当の期間をかけて折衝いたしている段階でございます。予算の提出には時期もございまして、従いまして、完全なる妥結の上というわけには参らないというふうな実情でございます。

○野上元君 私も配分の問題までとやかく言っているわけじゃないのですが、基本的なベース・アップの問題については、これは両者が了解点に達したときに初めて実施されるものであつて、そのこまかい配分については、これはまた別の道で団体交渉によって行なっていくのだというが、そうすると、私が言っているのは、その配分じゃなくて、基準賃金の引き上げの問題については、まだ両者が意見一致になつておられないのに、一方的に一二%のものを組んでこへ出してしまつて、そのときは、あなたは、またそのときはそのときで妥結の方法があるということと言われたが、この一二%をさらに引き上げるといふ気持はあるのですか。

○参考人(春日由三君) 考え方といいたしまして、私どものベース基準賃金の一二%アップというものは、これ以上交渉して引き上げる考え方は実は持つておられないわけでございます。それにつきましては、非常に詳しく社会情勢とか、それから物価の変動とか、それから他産業とかというものを比較いたしまして、私どもとしては相当の待遇改善になるといふ確信をもちまして予

算を編成いたしておりますので、この考え方そのものは、相当組合と長い間交渉いたしました。変更を加える意思はございません。しかし、これは交渉でございますから、いわゆる配分の問題とからみ合わせまして妥結したいと努力いたしたいと思つて、また妥結し得るような希望を持ち続けて現在交渉中でございます。

○野上元君 私の聞いていたのは、あなたの方で何を考えておらうと、それは自由なんです。あなたの方で一二%しかことしはできない、こういうことを考えられるのは、これは自由です。しかし交渉の途中に、一方的にあなたの方がこういう予算を国会に提出されるのは、組合を刺激し、かつ労働組合が持つておる基本的権利である団体交渉権を否認することにならないかというのです。

○参考人(春日由三君) もう一度繰り返しますと、実は毎年国会に提出いたしますNHKの予算につきましては、最高経営協議会というものを開きまして、そうして大部分の事項は組合に諮問事項でございますが、給与については御指摘のように交渉して妥結する事項でございますが、そういうものを開きまして、その中でお編成がえの余地がある場合には、諮問事項におきましても、組合の要求が妥当であれば取り入れて、最後の予算を組んで出すというルールになっております。しかし、ことしの場合には、実は私どもの方から最高経営協の申し入れをいたし、さらに組合側も、それを受ける前提として二回にわたりました七、八時間にわたる予算説明をいたしましたのでございまして、組合の都合によりまし

て、当日になりました。これに応じないという形になりました。そういったしますと、私どももいたしましては、三月三十一日まで成立させなければ来年の仕事をやるのに差しつかえるところに追い込まれておるわけでございます。から、手を尽くしましたあげく、組合側が最高経営協を受けないという形にいては、これを組んで私どもの方が提出せざるを得ないという場にむしる追い込まれて、それで私どもが客観的に妥当だと考える給与の予算を組んで、御提出申し上げるわけでございます。

○野上元君 私はどうしてもわからないのですが、かりに給与の問題で話し合いがつかない場合には、現在の給与が引き続いて支払われるわけでしょう。そういうわけですね。現行給与が優先して支払われるわけですね。その場合に、予算を組む場合には現行給与で組んでおいて、当然あなたの方の腹づまりの引き上げに引き合つて予備費なら予備費、あるいはその他のところに財源を確保しておいて、一二%という額をきめるということ、これは行き過ぎじゃないのですかね。

○参考人(春日由三君) 組合が受ける場合はどうするかというふうな問題は、必ずしも御指摘のように昨年度通りの給与を払うわけではなくて、定期昇給というものは、これは組合との約束でございますから、当然これはするわけでございます。しかし今御指摘のように、まともな場合には、給与については昨年と同じものを組んで提出して、御承認を得てから給与改定をするというわけには参らないと思つて、やはり私どもの事業執行上の

予算というものは、全面的に国会の御承認を得なければならぬわけでございます。ただ組合交渉の場合には、予算の計画のほかに、先ほどからたびたび申しておりますように、配分の問題が必然的にからみ合っているわけでございます。でございますから、配分の問題につきますれば、予算総則にそれを是正と申しますか、交渉の結果さらに是正し得るという道が開かれておりますが、少なくとも本予算につきましては、やはり考え方は御承認を得ていくのが本筋だと考えるわけでございます。

○野上元君 そうするといふと、あなたのお話を聞いておると、ベース・アップは一二%勝手にやつて、あなたの方で、そして別の給与体系をこしらえて、それを一方的にもう組合に押しつける、こういう形に結果的にはなると思ふのだが、その点はどうなんですか。

○参考人(春日由三君) 一方的に押しつけるわけには参りませんのでございまして。でございますから、組合は、現時点におきましては、現在の給与制度のもとにおけるベース・アップあるいは諸手当の増給を要求しているわけでございます。私どもの場合には、それに対して給与の体系と申しますか、職員待遇の方式そのものは、これは経営者の方で定めることでございます。同時にそれと実際上の給与とが裏表になるといふ意味において、あわせて諮問をしていく、こういう形でございます。でございますから、妥結しない場合はここの考え通りを押しつけるというわけには参らない。あるいは考え方としてはそういう点もあり、ま

た、それができない点もあるというふう
に、つまり配分の問題と制度の問題
とがからみ合っている限り、一方的に
押しつけて全部こちらの考え通りに施
行するわけにはいかないという点もあ
るわけでございます。

○野上元君 そうすると、給与体系と
配分の問題は、一方的に押しつけるこ
とはできないけれども、ベース・アッ
プの額についてのみは一方的に押しつ
けることができる、こういうことです
か。

○参考人(春日由三君) むしろ給与体
系については、私どもの考え方が、こ
れも別に強行するという意味ではござ
いませぬが、説得はし、納得はして
もらいますが、執行し得ても、ベース・
アップと申しますか、そういうふうな
問題こそやはり妥結を要する点だと、
そういうふうにご考へておるわけでご
います。

○野上元君 あなたの言うのがどうし
てもわからぬのだけれども、一、二%以
外はあなたの方は上げる必要はないと
言っているわけでしょう。それを国会
に承認を求めて、しかも今日基準賃金
の引き上げの問題について団体交渉中
である、こう言うのでしよう。片一方
では団体交渉をしながら、片一方では
そんなものは応ぜられないのだという
ことで、別の機関にあなた方の意思表
示をされるということは、それは組合
の団体交渉権というのはどういうこと
になるのですか。全くこれは壁に描か
れたもののようなものじゃないです
か。

○参考人(春日由三君) 給与の改定と
いうことが、御指摘のようにベース・
アップだけで全部処理されなければな

らぬということになりますと、お話の
ような点が若干あるかと思うのでござ
います。私どもは毎年の、かつての
組合交渉の慣行にもよりますし、実際
にもよりますし、予算を組む場合も、
事業計画に見合せて定員の数及びそれ
に伴う給与でございますから、当然私
ども客観的に妥当と考えるものを組む
わけでございますが、実際上組合交渉
の過程において、それならばベース・
アップはこれ以上はできないにして
も、たとえば増収があったらどうする
か、あるいは業績手当はどうするか
というふうな交渉をして、結果的に組合
員が獲得する額は、私どもの国会で御
承認いただいた予算と給与について違
う場合が出てくると、また、それで、
そういうふうなアローアンスがいわゆる
予算総則の七条二項にあるわけです
から、交渉事項はそれによつて決して
閉ざされていない。一応計画としては
現時点においてはこれが一番いい考
え方だというものを組んでおるとい
う考え方を持っております。

○野上元君 あなたの言うことはわか
らぬことではないのです。わかる部分も
あるのだが、二%と切ったというところ
に問題があるというのです。一、二%
というところは、あなたの方で一方的
に押しつける形になるのです。それは
予算編成上まずいから、そういう金で
あるなら、別のところに予備費等を置
いておいて、団体交渉を待ってこちら
に使うような方法をとることが団体交
渉権が生きてくるのではないかと。

○参考人(春日由三君) 御指摘の予備
費というわけには参らないわけござ
います。予備費は、予算総則で、現在
予算を組むとき、全く予則し得ない事

態が起きたとき、実例を申しますと天
変地異とか、そういうもの、あるいは
急に著しい物価変動が年の中途であ
つた場合は予備費でもつてまかないま
す。しかし平常の状態におきまして
は、予算総則によつて、予備費は給与
には流用できないのです。従いまし
て、それにかわるものとして、総則の
七条二項というものは、国会の御承認
を毎年得て施行し得る道になつてい
るわけです。給与の全予算の中には、
申しましたように二、二%のベース・
アップのほか、いろいろな職務上の諸
手当とか、あるいはボーナスとか、あ
るいは基準外賃金、いろいろな要素を
入れてこの総額の給与が出ておりま
す。でございますから、もし万一の場
合、御指摘のように二、二%が一、一
に交渉の結果なり得るとすれば、ボ
ナスの分をそれだけ減らしてもそれ
でやっていると、そういうことは総給
与原資の中で組合交渉の余地は十分あ
るのです。さらに総給与原資を上回る
ことがありません。それは七条二
項で組合員の努力による増収があつた
場合はそれによつて処理できる、こ
ういう何段がまえにもなつておるわけ
です。これが全くフィックスして、こ
れでどうにもできないということをし
上げておるわけではないのです。

○森中守義君 春日さんね、問題の所
在は一、二%が当を得たアップの率であ
るかどうかと私は思うのです。それで
さつき関連産業あたりを検討した結
果、一、二%が妥当であろう、こ
御答弁ですね。一つその具体的に関連
産業とはどれとどれをおとりになつた
か、それが一つ。

くしているけれども、国家公務員に対
して一、二、四%出た、どうも解釈のし
ようでは、おそらく関連産業は一、二、
四%とか一、二%というのには私はないと
思う。朝日、読売、毎日、あるいはフ
ジにしてもどれにしても、おそらくこ
の関連産業の中で一、二%で押えてい
るところはまずないと思う。あるとす
るならば、一、二、四というのが今日大
きな問題として表に出てくるから、ど
うも国家公務員の給与改定等を基準に
とつて一、二%というふうになつてい
たのではないかとおもうに思ふので
す。その辺どうですか。

○参考人(春日由三君) お答え申し上
げます。国家公務員の二、四%ござ
いますか、これをとつたかという御質
問でございますが、実は国家公務員は
三十五年七月という時点であつた
と、平均基準賃金が二万四千円余り
でございます。私どもの方では、その同
じ時点でとらえたものは二万六千
二百円でございますから、約二千円程
度すでに違つておるわけでございます
す。国家公務員の二、四%というのは
昨年、一昨年のベース・アップがない
という時点から出発しているわけござ
いますから、私どもの方は昨年はず
宅手当を支給したただけでございます
が、一昨年は若干の給与改定もいた
してありますので、同じ一、二、四と
一、二を比較しても同じスタートから比
較するわけに参らないという点が一つ
あります。国家公務員の勧告の一、二、
四というものが、一昨年から考へて、
御売物価指数とか生活費のいわゆる変
動だとか、そういういろいろな客観的
要素を入れて組まれた数字である
といたしますと、一応のよりどころと

しては、最も近い機会によりどころと
してはそれは参考になりました。し
かし参考にはいたしましたが、国家公
務員の給与勧告が一、二、四だから一、
二にしたということはございませぬ。そ
れが第一点。

第三点の御質問の関連は何かという
御質問でございますが、私どもの方は
やはり放送事業という立場で比較を
いたします場合と、それから朝、毎、読
売新聞関係が同じようにしたらどう
なつておるかということをご参考
いたしております。参考までに申し上
げますと、東京にあります商業放送の
Aは、私どもの二万六千二百十九円
のときに二万九千六百八十一円、Bは
二万八千九百九十五円、Cは二万六千
四十二円、これは私どもの調べました東
京にあります三つの放送事業者の三十
五年七月の私どもの二万六千二百十九
円のとときのベースであります。お比
べいただきますと、若干NHKがさつき
の、A、Bよりは劣り、Cよりは上
回つておるといふ形にあるわけあり
ます。それで私どもの方は、この際、
通常の状態でございますれば、これに
組合と約束いたしました四月一日の定
期昇給だけでやつていくとすればどう
なるか、ということをご考へました。し
かし相手の産業もおそらく定期昇給
だけはいたすであらう、それからあと何
パーセントにするかというの、私ど
もの方は非常に早目に国会に予算を提
出した関係から、一、二%と数をきめ
ておりますが、私が今例にあげました
各企業はまだおそらくどこで妥結
をするのか、ある放送会社は妥結を
し、ある放送会社は妥結をしない、こ
ういう事態はまだつかんでいないわけ

もう一つは、いみじくも符節を同じ

であります。

○森中守義君　それで、はつきりしました。実は昨年あるいは一昨年、その前の年もそうであったと思うのです。が、要するに付帯決議がしばしばいつている。その付帯決議の趣旨と審議の経過の際には、国家公務員を対象にとれというようなことはだれも言っちゃおりませんよ、衆議院、参議院。しかるに今やはり国家公務員も一応の基礎になったという答弁である。いわんや在米の付帯決議ないしは審議の中で発言されてきた経過からいけば、朝、毎、読、あるいは民間放送、こういうものとのできるだけ格差を縮めるように努力をせよ、それに対して努力をいたします、こういうことが三十五年度の予算の審議の際まで繰り返されてきたのですよ。しかるに今ここでお述べになった、いわゆる関連産業と協会の賃金の比重というものは、それそのものが私は比較にならないと思う。言われたように上がっているのだから、相手のものも。そうなるは今お述べになったのは、これはやはりこれだけ違っておりますよという対象とするのはちょっとおかしいと思うのですよ。そういう意味からいけば、やはり一、二%というものは、在米の国会の審議の際における付帯決議、ないしは協会の方がここで述べたにたいしては協会のいぶ違っております。これが第一の問題。

るかどうか、しかも本年度の予算の規模からして、この程度のことではちよっとおかしいのじゃないか。しかもあまり言っちゃやうと私の質問がなくなりますから言いませんけれども、予算案が一回出て、あと修正されておきますね。修正されて出てきた意図は何かといえ、要するに金が余る、余るといふわけじゃないけれども、その金をほかのほうに振り向ける、いわゆる弾力性があるというのか、かなり操作のきく予算の内容になっていった。私はそう見る。そういう金を難聴地域に回す、その限りにおいては正しいと思う。しかし今までの約束があるのだから、その方向に七億、八億の金が向けられるならば、もう少し一、二%を上回るような方向で金を向けたらどうか、こういうことが私は問題になってくるのじゃないかと思う、どうですか、経理局長。

○森中守義君　他は、私は持ち時間のとくにゆつくりお尋ねします。

○森中守義君　先ほど申し上げました通り、数字は三十五年度の数字でございます。三十六年度は、今のところとかくテレビジョンが二百万円というのを前提にして予算を組んでおりますものですか、現時点ではこれ以上の増収が今のところ見込まれているということは申し上げるわけにはいかないと思います。

○森中守義君　それで野上君の質問がそこに関連してくるのですよ。要するに野上委員の方では一、二%ぎりぎりだ、それならば国交は片づかぬのじゃないか、こういう意見なんです。だから二項は一体どのくらい見積りがあるのか、その程度の一応の腹づもりといえますか、いわゆる歳入の見積りがなければ何やったって一、二%以上は出せません。こう言わざるを得ないと私は思うのです。それで、もちろん、これは今からの問題ですから、なかなか断定的なことを言うこともできないでしょうけれども、一応予算を立てる中に入は幾らぐらいいあるだろう、見積りはどのくらいだというぐらいいは、やはり一、二%ぶつたりじゃないかということになりますから、あらかたそのことを聞かせてもらえば、なるほど余裕がある、七条二項によって団体交渉が行なわれていくのだから、これならば組合の方も了承するだろうという意見に私は落ちついてくると思う。見積りぐらいいお持ちじゃないのですか。

○委員長(鈴木一君)　この際お諮りいたします。

○森中守義君　それで、はつきりしました。実は昨年あるいは一昨年、その前の年もそうであったと思うのです。が、要するに付帯決議がしばしばいつている。その付帯決議の趣旨と審議の経過の際には、国家公務員を対象にとれというようなことはだれも言っちゃおりませんよ、衆議院、参議院。しかるに今やはり国家公務員も一応の基礎になったという答弁である。いわんや在米の付帯決議ないしは審議の中で発言されてきた経過からいけば、朝、毎、読、あるいは民間放送、こういうものとのできるだけ格差を縮めるように努力をせよ、それに対して努力をいたします、こういうことが三十五年度の予算の審議の際まで繰り返されてきたのですよ。しかるに今ここでお述べになった、いわゆる関連産業と協会の賃金の比重というものは、それそのものが私は比較にならないと思う。言われたように上がっているのだから、相手のものも。そうなるは今お述べになったのは、これはやはりこれだけ違っておりますよという対象とするのはちょっとおかしいと思うのですよ。そういう意味からいけば、やはり一、二%というものは、在米の国会の審議の際における付帯決議、ないしは協会の方がここで述べたにたいしては協会のいぶ違っております。これが第一の問題。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

○森中守義君　今のは何か非常に確定額のような印象を私は受けるのです。が、今言われたのは昨年の実績じゃないですか。ことしのぐらいい見積っているか、こう聞いているんですよ。

め、参考人とするにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○野上元君 それではきょうは法律論争をやめますので、あとほどなたかかの方がおやりになると思っておりますので、あなたの方で十分準備しておいていただきたいと思いますが、いつペーシングの問題は妥結する予定ですか。

○参考人(春日由三君) 先ほど御説明いたしましたように、私も、いつともしておおよそのめどをつけたいという最高経営協議会が、さつき申し上げましたような事情で延びておりますが、実は一両日中に最高経営協議会を開催することを組合も了承しておりますので、その席で相当具体的な話し合いの道がつかうことと存じております。理論的に申し上げますれば、四月一日からの給与改定でございますから、事前に妥結したいのでございますが、万一手統その他で若干おくれるようなことがありますれば、例年の例によりまして、多少遅及なり、そういう手統をとって処理したいと考えております。

○野上元君 あなたの方で、現在妥結しておられない段階において、当局は当局として一二%の原資をもって新しい給与体系を作り、新しい配分を作り、そうしてその表を作って、組合の内部に流すというふうな、そういうやり方を将来とるのですか。

○参考人(赤城正武君) 今度のこの予算に基づく協会の組合に対する回答案は、去る三月七日だと思いましたが、

大体うちの予算が閣議了承になったときを目当てにしておりますので、それまではどうもうちの予算もはっきりしませんので、回答も出せなかつたわけですが、その閣議了承を待って回答いたしましたので、その後、組合との間では団体交渉をずっと続けている。そうして、今、春日局長からお話がありましたように、最高経営協議会を二十五日に開く予定でたゞいまおるわけでございます。

○野上元君 そうすると、質問の仕方を変えますが、現在NHKとしては、一二%の原資をもってあなたの方の考え方に基づく給与体系を作つて、そうして配分もこしらえて、組合に流したという事実はないですか。

○参考人(赤城正武君) 組合に流したというのはいささかあれでございますが、組合としましては、執行部から全組合員に、そういうこちらの回答については、十分周知しておると思っております。

○野上元君 私の質問がまずいのでよくわからないのかもしれませんが、おたくではとにかく基準賃金の引き上げの額がまだきまつていないわけでは、

○参考人(赤城正武君) 三十六年度でございますか。ですから、三十六年度の給与の改定につきましては、一二%を限度にしまして私の方から回答を三月七日に組合側に出したわけでございます。それに基づきまして組合との間にたゞいま団体交渉をずっと続けている段階であります。

○野上元君 そうすると、その額ばかりでなくその原資に基づいて配分もきめたやつを組合に提示しておると、こ

ういうわけですか。
○参考人(赤城正武君) 組合の要求は三千円プラス一〇%でございますが、われわれの回答は一〇%プラス二千二百円ということと回答してあります。ですからこれは定額と定率でございますから、やはり配分に非常に関係して参るわけでございます。

○野上元君 私の質問に簡単に答えてもらえはいいのです。だから、あなたの方は一二%だけでなく、一二%の原資に基づいた配分計画も全部作り上げて組合に回答しておるかとお聞いているのです。

○参考人(赤城正武君) 配分のこまかい内容につきましては、たとえば基準外賃金とか、ボーナスとか、業績手当とか、そういうものがありますが、そういうこまかい点についてはまだ詳しい内容を組合員に提示しておらない段階でございます。

○野上元君 きょうは呼吸が合わないようですから、もう一べん一つあなたの方で検討しておいてもらいたいと思っております。

次に、今度新しくテレビ、ラジオの料金を前払いさせて、一年間一べんにまとめて払ったものは割引する、あるいは六カ月まとめて払ったものは割引する、こういう制度を設けられようとしておられるのですが、それは予算総則の第二条に書いてある「ラジオにおいては八五円、テレビジョンにおいては三〇〇円」であるという金額を割るということになれば、これは違反になりはしませんか。

○参考人(小野吉郎君) 今の扱いにつきましてはいろいろなやり方があると思いますが、今回のそれは予算総則に

はそのような面は何ら出ておりません。ただ放送法第三十七条の規定によりまして、受信料月額が予算の審議に際して国会でこれをきめられるのだ、こうなっております。第二条におきましてはラジオ料金は八十五円、テレビ料金は三百円、それだけになっております。しかし料金の実際の徴収のそれは一方には減免の問題がございます。それは三十二条の二項によりまして、郵政大臣の承認に基づきます免除基準というものが別途あるのでございます。この免除基準、免除のそれを明確にいたしまして大臣承認を受けま

と、それで受信料の免除が受けられ、それが全免を取り計らっております。この関係も予算総則の第二条には何ら触れておりません。さらに今回の割引の関係につきましても、ずっと以前にはそういう制度があったのでございまして、制度的にこれを表面に出しましたのは今回が初めてでございます。つきましてはいろいろやり方があると思っておりますが、今回の割引は、放送法第三十二條第三項によりまして郵政大臣の承認を前提にいたしておりますが、その承認を受けたいわゆる受信契約なるものがあります。その受信契約の中に徴収方法の一端をいたしましてこれに規定をすればできるであろう、こううに判断をいたしましたわけでございます。この受信契約の中には集金の期別に、何期に集金に行くかというふうな条件を規定してございます。そういう中に、これももう一つ今回の予算で初めてとりま、三カ月在来と

りまして、二カ月ごとに集金をしようというにいたしておりますが、その二月ごとに集金をいたします年何回の集金の期別の問題、並びに今の六カ月及び一年前納に対してこれらの割引をするのだというのをその方面で規定をいたしまして、郵政大臣の承認を得て取扱うことになっております。ただこれはいろいろその後事情によりましては、予算総則にはっきりこれを表面に表わしておいた方がいいんじゃないか、こういうふうな御意見もございまして、ごもっともだと思っております。今回は一応そのようないたしましてやめたわけでございますが、よくその辺の疑義を解消いたしたためには、三十七年度予算の編成にあたりましては、総則第二条にその辺の事柄を明確に織り込んで参りたい、

○野上元君 いろいろ質問したいのですが、きょうは時間の関係でこのくらいでやめておきますが、特にNHK当局にお願したいのは、皆さん方がやっておられることについて、必ず労働条件に重大な影響を及ぼす施策の改善等があるわけですね。何をされても必ずそこに触れるわけですが、それらについてはどうか一つ事前に部内とよく相談されて紛争の起らないように、できるだけ了解のもとに実施されるように特に希望しておきます。

○新谷寅三郎君 郵政当局に資料を要求したいのですけれども、電波監理局長来ておられますか……。こういうことをあなたの方に前からお願しておったのだけれども、どうも正式に要

求しないと出してくれないらしいから要求しますが、一昨年の電波の国際会議がありましたね。それに対して日本政府が、どういふ態度で主張をされて、それに対して会議を開いた結果どうなったかということ、結論、それを大事な問題だけいいから表にしてほしいということをや再々申し上げたけれども、なかなか出てこないのです。これは放送を初め一般の無線の仕事に非常に基本方針として関係の深い問題があるので、NHKの問題に限りませんけれども、私はこの機会にできれば早くこの資料を出していただきたいと思

います。よろしいですか。
○政府委員(西崎太郎君) 御趣旨の線に沿ひまして至急資料をまとめまして提出いたします。

○新谷寅三郎君 それから私も時間があれば多少質問をさしてもらいたいと思つていますが、準備をしておいていただきたいことは、NHKの放送に關連いたしまして、これは民放、NHK両方を含めての問題になります。今の標準放送、それからこれら始めようとするFMの放送、それから教育テレビに特に関係の深いUHFのラジオの放送の問題、そういう問題を通じまして、先日もその点を私は基本問題だから質問をしたのですけれども、なかなか方針がまだきまらぬというので、具体的なお答えがなかったのですが、そういう近い将来に予想される周波数帯を含めての置局計画のあり方等、チャンネルプランを練つておるといわれるけれども、その置局計画の基本的な方針ができておるか、まだできな

いのか。しかしできていないと實際困るだらうと思つて、ですから、それ

の置局計画あるいはチャンネル・プラン、基本的な方針でもないが、これはどうする、これはどうするということ、ごく大ざっぱに書いたものをいだけますかどうですか。

○政府委員(西崎太郎君) テレビの分につきましては、最近チャンネル・プランの基本方針というものをある程度修正いたしました。実はその資料があとでお手元に出ようと思つて、今、電波監理審議会の方で審議していただいております。従ひまして必要がありましたらそれに基づいて資料をこちらにいただきます。御承知のようにFM放送の免許基準といった段階までまだ

いっておりません。ぜひ今先生が申されたように、標準放送と総合したラジオに對する基本的な考え方というものをまとめたいと思つておりますが、まだラジオにつきましてはそういう段階で提出できる段階までいっておらないわけでありませう。

○新谷寅三郎君 それでは提出できるものだけ委員会の審議中になるべく早く資料として出して下さい。

○奥むねお君 ついでに關連して、放送内容について何か新プログラムの件があるようですね。それでどういふふうなことがいひとされたり、悪いとさかまじめたものごさいませんか。

○政府委員(西崎太郎君) 今お尋ねの件は、先般の放送法改正によりまして、各放送事業者に設置を要求されております番組審議会、これらの運営状況、あるいはいろいろそのからの答申に對する処置であるとか、意見に對する処置であるとかそういうことだと思

います。一応非常に簡単なものでございませう。そろつておりますものを整えまして、もし御必要があればお届けいたしたいと思つております。

○奥むねお君 ちょっと質問を受けておることがありますので、参考に拝見いたしたいと思つております。

○山田節男君 ちょっと資料のことについて。これはNHKの予算の編成が非常におくれたからという理由もありましようけれども、この予算に對する資料が例年になく非常に簡単なんで、ね。もう少し収支事業計画を詳しく書いたものの資料を一つお願いしたいと思つております。

それからもう一つは、毎年この予算に關して難聴地区の解消ということが言われておるわけですね。これを見ても第一放送は九九・七%、それから第二放送でも今度九六%になつてゐる。毎年この難聴地区の解消が予算に出るわけですね、金額は出ておりませんが、これは一つにはNHKの根本的な早期の難聴地区の解消、これはすでに七、八年以来毎年難聴地区解消、難聴地区解消と言つておる。現にこれは今から公共放送として、七、八年前でありましたけれども九九・二%になりました。

あとの〇・八%というのは、当時私、はつきりしませんが、二億日頃の金で完全に解消しますと、ところが依然としてこの予算に難聴地区の解消が出てこない。これはやはり外国との混信、あるいは民放との関係、カバレッジが

あるいはパーセントになつてゐるのですから、その中の難聴地区の解消と

いうことは、従来とはおのずから性質が變つてくると思つております。だからNHKの外国からの混信、あるいは内地におけるカバレッジが九九・七%で

しかも難聴地区があるのかどうか、これはラジオに關してです。

それからこれは電波監理局の一つお願いしたいのですが、民放にも難聴地区の同じような問題があると思つて、できれば、民放の難聴地区の問題をどうしているのか、これはNHKの公共放送の予算しか出ませんから、民放の難聴地区の実際というものを、何か資料あるいは地図でもよろしうございませうから、こういう事態がある、外国の混信あるいは今、新谷君の言われたように、これはテレビまでは申しませんが、いづれ今後のテレビのチャンネル・プランの問題、その波をUにするかVにするかという問題もありましようし、それからラジオの場合においてもFMにして難聴地区を解消しよう、こういう技術的な問題があると思つて、ですから予算に關するNHKの難聴の問題とそれから電波監理局には、民放の方で難聴地区の實際がどうか、それに対して解消するためにテレビ並びに標準放送の点でどういふ対策をやるか。幸いこの間第二次のチャンネル・プランの発表もあつたようですから、そういうことと合せて、一つ資料として出していただいたら非常にけっこうだと思つて、ただいちら非常にけっこうだと思つて、それを一つ委員長お願いいたします。

○新谷寅三郎君 もう一ぺんちよつと補足したいのですが、ラジオについてはまだはつきりした置局計画を立て得ない、FMを含めてというお話ですが、FMになるとこれは考え方が、いろいろ研究しなければならぬ問題もあるし、これはすぐに出してくれ

といつても無理かも知れませんが、先

ほど申し上げたように、この点はこうするといふことが部分的にもきまつて

いるでしようから、それは出してもらいたいと思つております。

それからラジオについてというので、非常に広範に標準放送までも含めて言われておるので、少なくともこういふことぐらひは、これは党派を離れて全國民が非常に考へてゐる関心のあ

る問題で關係もある問題ですから明らかにされなければならぬと思つて、非常に外国からの妨害電波がたくさん入つてゐる。それに対して非常に日本海の方とか南の方では、NHKの第一

でも聞けなくなつてきたという地域があるでしよう。それに対してNHKも

そうかも知れぬが、あなたの方では置局計画の一つとして、非常な大電力の放送局を充實していくのだというやうなことも伝えられております。そうすると、そういうことを考へていつた場合に、はたしてこれから先大電力主義をとるといつて、どういふ程度までどんな形でやっていくのだといふことになりませうと、国内全部それでや

っていくのか、またそうでなければならぬのかといふことになると、やはり問題があると思つて、先ほど山田君も言われましたが、非常に小さな難聴地域といふものが今日でもたくさん残つてゐるわけですね。まあ人口から

いふとわずかかも知れぬけれども、それをNHKが解消していくのには、非常に微電力局をあつちこちちにしていくよりほかにいふことも考へられる。そういうものとかみ合せて、一体今の標準放送だけ見ま

して、ここで解決しなければならぬ問題が出てきてゐると思つて、置局計

画の一つとして、どうも聞くところによると、まず東京を三百キロにするとかなんとかいうことが先になつては、主義方針からいいますと、どこに重点を置いてどうするのだというところがもう少し明らかにならないと、予算審議の上からいっても困ると思ひます。だからこれは郵政大臣とも相談されて、この予算審議のときに、そういう置局計画、ことに大電力主義を中心にしての計画というものについて、もう少し基本的な方針を明らかにされなければならぬと思ひます。これはどうしても聞かなければならない問題だから、ラジオについてはお答えできないと言われるけれども、そのくらのこととは十分準備して答えてもらわないと、審議の上で困ることだけ申し上げておきます。

○森中守義君 協会に資料を少しお願ひしたいです。本年度の予算の編成にあつて、各地方局からいろいろ予算要求の要望書といひますが、そういうものが出てくると思ひますが、もしそういうものでとりまとめたものがあれば、地方局の予算要求に際しての要求事項それから自治監査の監査結果、それから審議委員会の会議録、それから協会の定員配置基準、それから住宅の敷、それから住宅手当の支給基準、これを一つお出しただきたいと思ひます。ちょっと確認しておきます。

○参事人(春日三君) ただいまの森中先生の御要求の資料のうち、審議委員会会議の議事録といふものは、何カ月とか限定していただかないと非常膨大なものになると思ひます。この部内の編成会議でございませ

しょうね、先生のおっしゃるのには、その議事録といふものを正式に保存しておくという程度のものじゃないわけですね。審議委員会の、(一)ティピカルなものないかと呼ぶ者あり、(二)わかりました。

○委員外議員(鈴木強君) 委員外議員鈴木強君より発言を求められて、お聞きします。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員外議員(鈴木強君) 委員長(鈴木強君) 異議ないと認め、さう決定いたしました。鈴木強君。

○委員外議員(鈴木強君) ちょっと大臣にお尋ねしておきたいですが、かねて問題になっておりました電電公社法の一部改正の中で、大臣の当初の所管事項の御説明の際に、あらかじめ本国会に提案を予想される事項の中に、例の国庫預託制度の改正が入つておつたと思ひます。これについて、もう、きょうは三月二十三日でございますが、ね、どういふふうな見通しでございませうか。

○國務大臣(小金義照君) ただいまの問題は、今大蔵省と折衝中でございます。まだ、もうちょっと時間がかかるかと思ひます。

○委員外議員(鈴木強君) どういうところが問題なんですか。今国会に必ず出すというふうには私は判断をしておるわけですが、大臣の御説明の中にあつたわけですから、そういう期待をしておりますが、それは間違ひございませつか。この二つ。

○國務大臣(小金義照君) 資金の運用の拡張範囲につきまして、なかなか意見が一致しない。大蔵省は何ですか、

金融全般のいろいろな立場だとか何とか言つておられます、これをまだ、説得するのにはいふん努力したつもりですが、まだそれが目的が達せられませんが、審議日数も、いろいろございませうから急いでおりますけれども、私の予定としては、これは少しおくれるかもしれないませんが、電電公社のため、またわが国の電信電話事業のためにも貢献することであるから、できるだけ努力を続けて参るつもりでございませう。

○委員外議員(鈴木強君) 出しますね。

○國務大臣(小金義照君) 出す予定でおります。

○委員外議員(鈴木強君) 特に強く大臣にお願いをしておきたいのは、せっかくの改正の意図は、私にはよくわかる。従つて、長い間の懸案でございませしたので、範囲についてどこまでやるかということも、確かに論議のあるところだと思ひますが、大臣の政治的手腕を私は期待をして、この際、せっかく改正するので、国民の利益になり、しかも公社の合理的な資金の運営ができて、これが事業拡充のために役立つように、格段の一つ大臣の御努力を期待し、今国会に必ず出していただきたいと、こういうふうにお願ひをしておきます。

○森中守義君 この際、大臣に簡単でございませけれども、お伺ひしておきたいと思ひます。この前の委員会でも、全通と政府の事前協約の問題、いろいろと質問を申し上げたわけですが、その後、どうなつておりますか。

○國務大臣(小金義照君) おそらくこの前の委員会で電氣通信事業の合理化

関係の問題で、団体交渉といひますか、全通との話し合いの問題だと思ひますが、あれ以来、直ちに私の方の代表者の人事部長に命じまして、交渉を開始させましたのですが、双方の間が、ちょっとうまく一致しないので、多少おくれたようであります。話し合いをいたしました。

それで、十八日には御承知のような奈良県の下市、上市の問題でございませう。なるべく話し合いを円満に進めるといふことで、夜を徹してやつたようでございますが、不幸にして妥結点に至らずして、ついに十八日には、朝八時ごろから職場大会に入つてしまつた。こういうふうなことであります。

この問題は私は、私の方の問題もいろいろ注意をしなければならぬおいても、そういうことは、これだけの問題ではなくして、今後も引き続き、御指摘があつたように大事な問題ですから、何も電電公社の電話局——電信電話局が開設されるから、それを引き延ばすといふことだけでなく、職場大会も、やはり引き延ばしてくれな

いかなと言つたのですけれども、予定通りといひますか、その通り入つてしまつた。そのために、一部に御迷惑をかけた点もございませが、これは今後、電信電話の合理化をやつていきま

す途上において、必ず起る問題でありますから、そうして、しかも郵政省の大事な従業員の将来の問題にも関係いたしますので、単なる話し合いが決裂といふようなことではいけません。か

ら、もう一べん話し合いを続けろと言つて続けましたのですけれども、これもまた妥結に至りませんでした。しか

し、事がただいま申し上げましたような大事な問題でございませから、しかも、組合の方では、経営管理権は侵さないといふような大前提がありますから、根気よく話し合ひを、ところが話し合いをやつていられるところは、どうして個々の末端の従業員の労働条件にまで意見の一致を見なければいかぬといふところまで進んでしまふのだらうであります。それで話がまとまらない。

それから、これは私の方の郵政省の中の事業の合理化ではなくして、電電公社が計画を決定して、実施をする事業に、郵政省の直接の職員が行くかいかないかの問題でございませから、計画の立案並びに実施は、電電公社がやる。私の方は、郵政省としては、これに人を送り込むとか、送り込まないとかといふことで、自分の計画を自分で実施するといふ問題ではなくして、きわめて今までのいきさつ等から見まして、何かもやもやしたものがあつたのではないかと、そこで私は、事務当局に命じまして、また電電公社にも話をいたしました。これはなるほど電電公社がやる計画であり、事業であるけれども、もとは一つであつたし、従業員のやり繰りが行なわれるような性質のものであるから、事務的に、もっと郵政省と電電公社との間において、話を詰めて、そうしておよそどれくらいの過員が生ずるか、これはわかるはずであります。その過員が生じた場合に、その経営管理に属するような基本問題については、事前協議と申す言葉がいいかどうかは別として、これは全通と話し合つたらいいじゃないか。しかし事が三つの関係になりまして、電電公社の計画を郵政省も今までより、もっと

的確につかみまして、で、計画が立てられまして、直ちに行なわれるのでなくて、一年半とか二年、二年半という建設期間があるので、その間に、やはりよく従業員の問題を熟知さしてもらって、円満に行く人と行かない人というのをきめたいんじゃないかというふうな私考をもちましたもので、電電公社並びに郵政事務当局に命じて、もっとしっかりした協議会というふうなものを両者の間に設けて、実態をよく把握しておくと、それから組合の方にも、私この十八日には会わなかつたので、あります、それは別段他意あるわけではなくして、一べんやつて、物別れになつた、入り口で、まあ片一方はこれは人事権あるいは経営管理権にまで入ってくるのだ、個々の末端の職員の配置まで協議決定、合意が得られなければだめだというふうな全通の主張であることがわかつたからということで、物別れみたいなことになつて、そういうふうなことは話が、どこまでいってもだめですから、そういうことを、よくまだ話し合ひが詰んでないんじゃないか、もう一べん話し合えというところで、私は会わなかつた。しかし、もうすでにそのとき、十八日の朝には、そういうふうな、まあ三百十七の局に対して指令が出て、職場大会——まあ返上したのもあるそうであります、職場大会に入つてしまつたから、まあそんなにあつてより、もっと私としては、郵政省が電電公社と相談して、把握すべきものがあれば、それをほつきり把握して、その自分の所管に属する職員の将来の問題であるから、よく実態を把握して、事を処理すべきだ

というふうな観点に立ちまして、私は団体交渉と申しますか、話し合ひが、変な俗な言葉で申し上げれば、あまりあと味のよくないことで切れているんじゃないかと思ひますが、まあさつそく話し合ひを始めなさい、で、私はそれと並行して、また場合によつて、その話の模様いかんによつては、いつでも私は労働組合の代表者と会うという決意でございます。

○森中守義君 私、ここで前回は一通りお話しただいておりますから、繰り返すようなことをいたしませんけれども、きょう午前中の衆議院の通信委員会、森中守義君とお約束されておるんですね。要するにすでにこの時点にすれば、大臣みづからが政治的な判断に基づいて政治的に事態の処理に当たるといふ、そういうことで全通と会見をすみやかに行なうべきである、こういう主張に対して、その通りによつて、こういう御答弁があつたように連絡を受けておりますが、お守りいただけますか。

○國務大臣(小金義照君) その政治的という意味が非常に広く使われるかもしれない、私はやはり法律関係の問題について、基礎を動かすようなやりとりが政治的であると解される、困るんですが、幅を持った考え方で臨むつもりであります。

○森中守義君 けつこうです。ただ私、要するに公社の計画がどういふものであるのか、的確に事実をつかめという、この辺のことは非常に時宜を得た措置であらうと思ひます。ぜひ、そういうふうなことを早急にやっていたらいいし、かつまた、今

大臣がお話になりました機関ですね、協議機関というのでしようか、そのお考えは、むしろもっと早くそういうことが実現されるべきであつたらう、こういうふうに思ひますので、できるだけそのこともあわせてぜひ一つ実現の機会を大臣の特命によつて事務当局に命じていただきたい、こういうふうな要望しておきたい。

○森中守義君 私、ここで前回は一通りお話しただいておりますから、繰り返すようなことをいたしませんけれども、きょう午前中の衆議院の通信委員会、森中守義君とお約束されておるんですね。要するにすでにこの時点にすれば、大臣みづからが政治的な判断に基づいて政治的に事態の処理に当たるといふ、そういうことで全通と会見をすみやかに行なうべきである、こういう主張に対して、その通りによつて、こういう御答弁があつたように連絡を受けておりますが、お守りいただけますか。

○森中守義君 私、ここで前回は一通りお話しただいておりますから、繰り返すようなことをいたしませんけれども、きょう午前中の衆議院の通信委員会、森中守義君とお約束されておるんですね。要するにすでにこの時点にすれば、大臣みづからが政治的な判断に基づいて政治的に事態の処理に当たるといふ、そういうことで全通と会見をすみやかに行なうべきである、こういう主張に対して、その通りによつて、こういう御答弁があつたように連絡を受けておりますが、お守りいただけますか。

○森中守義君 それから、実はここで資料をお願いしたいんです。本来ならば総裁をお呼びしまして、いろいろここで、大臣と一緒にものを尋ねてみたいと思つていまして、きょうは、その機会がありませんから、一つ資料というのでちよつとお願いして、次の機会に譲りたいと思ひますが、その一つは、行政管理庁の行政監察の結果、電電公社に、かなり内容の豊富な報告が行なわれております。これは本来ならば、公社に要求すべきでありまして、当然主管大臣として、行管から大臣にも、それができていと思ひますから、それを一つ御提出をいただきたい。

○森中守義君 それから、今資料で、もう一つ私、大事なことを忘れておりました、前々国会あたりからしきりに督促をし、かつその成案を急いでほしいというところをお願いしておりました長期計画、これはもうそろそろお出しただいてほしい時期だと思ひます。先般あたりは、新聞にそのことが発表されておる経過もありませんから、多少意見のありまです。肝心の国会で、その長期計画の策定を主張し、そのことを了承されて策定されたはずの長期計画が、国会には報告なく、新聞には出る。どうも私としては

合点がいかない。だから、新聞に発表されているならば、すでに私は成案が得られていると思ひますから、これも一つ、速急に御提出をいただきたい。

○森中守義君 長期計画の策定につきましては、仰せのごとく一昨年来作業して参つております。作業の過程におきまして、昨年の暮れにおきまして、第一次の作業を私も内部の策定委員会におきましては、一応成案を得たのでございますが、当時郵便料金の改定問題並びに郵貯の利下げの問題並びに簡保の引き上げ問題、その他運用範囲の拡充と申しますような、一連の重要問題が、しかも早急に解決されるべき問題としてございまして、それらのものをさらに含めた、確定要素を入れる、最終的な長期計画に組み入れるべきであるという省内の意見がございまして、作業が最終的には若干おくれしておるわけでございます。これも、もう結論に達しておるわけでございますから、省内の局長会議、省議等を経まして、お示しするように極力努力する所存でございます。

○森中守義君 それは、お言葉返すようですが、あれですか、早急には間に合わないということですか。具体的に、いつごろまで出せるなら出せる、と、そういうおっしゃつていただかないと、いろいろ法案の審議とか、予算の審議に必要なから私は出してくれ、と、こう言つておられますので、あまり長々しい経過の説明でなくて、いつごろまでに、どの範囲のものが出せる全部でなければ、部分的にでも出せるなら出せる、と、こうおっしゃつていただかないと、法案ないしは予算の審議に關係がございまして、そういう御答

弁では、ちょっと困る。

○政府委員(荒巻伊勢雄君) 部分的に出したらどうかというお話でございますが、私も長期計画全般というものを見まして、決定したものを示すのが当然私どもの責任だと存じますので、作業過程の、まだはつきりとして形式的でございますけれども、省議等も経ないものを、部分的に出すということは、私どもとしては避けたいと思つて参つたわけでございますが、長期計画の策定目標だとか、あるいは主要な今後の方向だとか、さような大綱的なものにつきましては、すみやかに提出することができると存じますので、その方だけは措置させていただきます。

○森中守義君 けっこうです。

○委員長(鈴木藤一君) それでは、本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十二分散会